五	一〇二・九一	一・四	
六	七七・一九	一・一	
七	五一・四六	〇・七	
八	二五・七二	〇・三	

(B)　一キログラムについての課税価格

(ii)　九年目の四月一日から無税とする。

(q)　表の「区分」の欄に「B10***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　次に定める税率まで関税を削減する。

(A)　一年目については、従価三・三パーセント

(B)　二年目については、従価二・七パーセント

(C)　三年目については、従価二・二パーセント

(ii)　四年目の四月一日から行われる(i)(C)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(r)　表の「区分」の欄に「B10***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に、基準税率の二十五パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(s)　表の「区分」の欄に「B12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の十三分の三を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(t)　表の「区分」の欄に「B12*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の十二分の七を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(u)　表の「区分」の欄に「B12**」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　四年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii)　五年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(v)　表の「区分」の欄に「B12***」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　四年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii)　五年目の四月一日に(ii)の規定による税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。

(iv)　十年目の三月三十一日まで(iii)の規定による税率とする。

(v)　十一年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w)　表の「区分」の欄に「B13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の十四分の三を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(x)　表の「区分」の欄に「B15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の十六分の三を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十三回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十四年目の四月一日から無税とする。

(y)　表の「区分」の欄に「B15*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定の効力発生の日から十三年目の三月三十一日までは、次の額のうちいずれか低いものとする。

(A)　各原産品の課税価格と当該各原産品につき二万四百円五十五銭に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(B)　次の表の2欄に掲げる各原産品についての額

1	2	3
年	各原産品についての額（円）	率（パーセント）
一	一五、八五〇・二五	六・九
二	一四、六三一・〇〇	六・三
三	一三、四一一・七五	五・八
四	一二、一九二・五〇	五・三
五	一〇、九七三・二五	四・七
六	九、七五四・〇〇	四・二
七	八、五三四・七五	三・七
八	七、三一五・五〇	三・一
九	六、〇九六・二五	二・六
一〇	四、八七七・〇〇	二・一
一一	三、六五七・七五	一・五
一二	二、四三八・五〇	一・〇
一三	一、二一九・二五	〇・五

(ii)　十四年目の四月一日から無税とする。

(z)　表の「区分」の欄に「B20*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十五分の十二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十パーセントまで削減する。

(iii)　十年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十九年目の四月一日から無税とする。